

1. 地域密着型特別養護老人ホームとは

施設がある市区町村に住民票を有する方（介護保険の保険者が朝霞市の方）が入居できる、定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームのことを指します。住み慣れた地域において、小規模ならではの家庭的な雰囲気の中で生活できることが特徴です。食事・入浴・排せつなどの生活全般において必要とする介護のほか、健康管理や機能訓練など、他の特別養護老人ホームと同様のサービスを受けることができます。

2. 対象者

- ・朝霞市民（保険者が朝霞市）で要介護区分3～5の方
- ・要介護区分1～2の場合は特例入居の要件に該当する方（以下参照）

＜要介護1・2の場合の特例入居要件＞

- ・認知症があり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ・家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

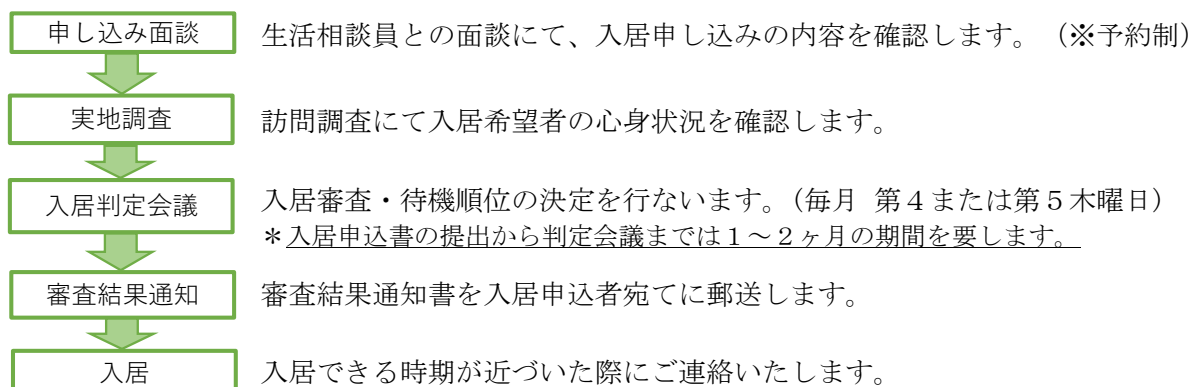
3. 入居申し込みに必要な書類 ※提出書類に不備が無いようご注意ください。

- ①地域密着型特別養護老人ホーム朝霞苑 入居申込書（別紙）
- ②介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証の写し
- ③介護認定調査票（認定情報・調査票1～2・主治医意見書）の写し
朝霞市役所 長寿はつらつ課窓口にてお取り寄せください。
- ④在宅サービス利用表 直近2～3ヶ月分（写）
介護保険における在宅サービスの利用歴がある場合に限る。
- ⑤心身状況調査票（別紙）
現在の入居希望者の状態に詳しい方がご記入ください。
※病院・施設に入院入所中の場合は、必ず職員の方に記入を依頼してください。
- ⑥服薬情報（おくすり手帳等の内服薬が分かる情報の写し）
病院・施設に入院入所中の場合は、必ずお取り寄せください。

4. 申し込み方法（予約制）

入居申し込みに必要な書類が揃いましたら、当施設にご連絡ください。TEL:048-485-8873
生活相談員との面談により、入居申し込みに関して必要となる情報の聞き取りを行ないます。
*入居申込後に入居を辞退される場合は、別紙「朝霞苑入居申込取り下げ書」をご提出ください。

5. 入居までの流れ



（裏面の内容もご確認ください）

介護保険 負担限度額認定について

特別養護老人ホームに入居した場合、「居住費」「食費」は自己(実費)負担となります。
 ただし、住民税非課税世帯の方は、負担限度額認定を申請することにより、段階に応じて居住費・食費の上限額が定められ、費用負担が軽減されます。（負担額は別紙「朝霞苑料金表」をご参照ください）

〈認定要件〉

1. 本人及び世帯全員が住民税非課税であること（世帯分離している配偶者や内縁関係を含む）
2. 所得および資産要件に該当する方（詳細は別紙「朝霞苑料金表（表1）」をご覧ください）



これまでに申請したことがなく、要件に該当される場合は必ず申請してください。
 当施設による代理申請はできません。

〈有効期間〉

申請日の属する月の1日から直近の7月31日までです。
 毎年7～8月に必ず更新手続きが必要です。（自動更新ではありません）

〈申請に必要なもの〉

1. 介護保険負担限度額認定 申請書および同意書
2. 印鑑 ※配偶者がいる場合は、配偶者の印鑑も必要です。
3. 預貯金・有価証券などの資産額が確認できるものの写し（下記参照）
 ※配偶者がいる場合は、配偶者の通帳等の写しも必要です。
 ※本人および配偶者名義のすべての通帳について、残高の多少に関わらず写しが必要です。

| 介護保険負担限度額認定証 | |
|---------------------------|----------|
| 交付年月日 | 年 月 日 |
| 姓 名 | |
| 住 所 | |
| フリガナ | |
| 名 前 | |
| 生年月日 | 年 月 日 性別 |
| 通年月日 | 年 月 日 |
| 有効期限 | 年 月 日 |
| 食費の負担限度額 | 円 |
| 居住費または 滞在費の 負担限度額 | 円 |
| 保険者番号 並びに保険者の 名称及び印 | 円 |

| 預貯金等に含まれるもの | 確認方法 |
|---|--|
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し（1）（2） （1）銀行名・支店・口座番号・名義がわかるページ （2）最終残高がわかるページ （インターネットバンクの場合は口座残高ページ） |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可） |
| 金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可） |
| 投資信託 | 銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金） | 自己申告 |

〈申請窓口〉

朝霞市役所 長寿はつらつ課に直接提出するか郵送してください。
 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市長寿はつらつ課 介護認定係
 ※ 支所・出張所では受付できません。

* 上記の内容は朝霞市ホームページの内容を転記しております。負担限度額認定についてご不明な点は
 朝霞市 長寿はつらつ課へお問い合わせください。（☎048-463-1951）